

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬のノーリード防止対策を講じること
- ② 放置自動車及び放置自転車を防止する対策を講じること
- ③ ごみのポイ捨てを防止する対策を講じること
- ④ 禁止行為及び迷惑行為を防止する対策を講じること
- ⑤ 禁止区域への自転車の乗入れ
- ⑥ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑦ 「札幌市生活環境の確保に関する条例」による規定を外れる行為
- ⑧ 火気の使用
- ⑨ 草花の盗掘や花の切取り
- ⑩ 公園内諸施設への落書き
- ⑪ 公園内へのペット等の放置と野生動物への餌付け
- ⑫ 公園敷地内への雪の運び込み
- ⑬ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の持込み及び持出し
- ⑭ ごみの不法投棄

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会は当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為の対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡回と相互交流

公園内の巡回・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や記念碑・モニュメント等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に解消します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡回により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

条例で禁止されている犬のノーリード、フンの始末をしない飼い主などに対し、看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡回時の「声かけ」によるマナー啓発を行い、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりに努めます。NPO法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1回程度、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.85)の開催を検討しておりましたが、令和3年度に西岡公園で実施しました。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、自然林や駐車場へのごみの不法投棄対策として、日常の巡回を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気(バーベキュー、花火等)の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを理解していただきます。

㉔ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りが見受けられる場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置や公式ホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明し、理解していただきます。

㉕ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

㉖ 公園内へのペット等の放置と野生鳥獣の餌付けへの対策

公園内に生息する野鳥等の野生動物に対する餌付けや、飼育生物の放置など、公園内の生態系に対して悪影響を及ぼしかねない行為に遭遇した際には、理由を明確に説明して、直ちに行為をやめるようお願いします。

また、カラスの繁殖期においては、親ガラスが攻撃的になるため、公園利用者にはカラスの生態についての情報提供を行い、看板の設置や迂回措置、声かけなどにより注意喚起し、被害の防止に努めます。

㉗ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の持ち込み及び持ち出し

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、当公園で確認した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、公式ホームページ等により周知に努めます。

㉘ 放置自転車等への対応

園内に放置された自転車・バイクについては、移動依頼の貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会し、所有者が見つからない場合や引取りがない場合には廃棄処理を行います。

㉙ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、当公園では自転車を駐輪所に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、園内看板への掲示と公式ホームページへの掲載で周知します。

㉚ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗り入れが確認された際には、口頭で注意指導し必要に応じて注意（禁止）看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

㉛ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

㊸ 夜間の騒擾行為の防止対策

夜間の騒音（集団での放歌・談笑、大音量でのプレイヤーの使用、バイクの空ぶかし等）対策として注意看板等を掲示します。また、周辺住民等から苦情が出た場合には夜間に巡視を行い、該当事案の対象者には協力を呼びかけます。さらに、悪質な対象者には所轄の警察と連携し、巡視の強化・指導を要請します。

㊹ 違法駐車等禁止行為への対策

公園内及びその周辺での違法駐車に対しては、看板設置、公式ホームページ掲載等のほか、必要に応じてチラシ等を作成配布するなどにより注意喚起します。

悪質な路上駐車に対しては、警察等との連携を図り、円滑な交通確保に努めるとともにパトロール強化を依頼します。

特に、ホテル観察時期や催事が行われる際には、混雑状況を常に把握するとともに、違法駐車車両を発見した際には注意・指導を行います。

市民参加・地域協働によるマナー啓発、不法・違法行為抑制

西岡公園のマナー啓発活動

西岡公園の子ども調査隊「西岡ヤンマ団」「西岡さかな組」、ボランティア団体「ニハルクラブ」との協働で、西岡公園駐車場の既設園内地図の更新を行い、来園者に生き物の情報の提供と、保全活動への理解を求める活動を行っています。また、ボランティア団体「森の工作」との協働で、園内のマナー啓発看板の製作・設置を行っています。

今後はこれらの活動を子ども達やボランティア団体と協働で実施していることをPRし、また公園の緑豊かな環境に触れるイベントを開催することで、市民へのマナー啓発、不法・違法行為抑制につなげることを計画します。また、西岡中央公園についても、ボランティア団体に呼びかけてマナー啓発活動の推進に努めます。

7 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用者サービスの基本的な方針

1) 利用者サービスの基本方針

私たちは、当協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① 利用者の平等・公平性の確保

- a 公園の管理に当たっては、平等で公平な利用を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。
- b 誰でも利用できる、偏りのない広範囲な情報を発信します。

② 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡回や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、利用規制、立入規制等、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策を確実にを行います。また、地域と連携して取り組みます。
- e 新型コロナウイルス感染症対策を札幌市の指示のもと、着実に対応します。

③ コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 情報公開を積極的に行い、説明責任を果たします。
- c 市民参加・協働を推進し、地域との連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用をサポートします。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修等によりスタッフの資質向上に努め、サービス向上につなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上の視点から管理運営を行います。
- c 貴重な公共の財産として、将来を見通した管理運営を行います。

㊦ 定期的な見直しと改善

年度ごとに公園マネジメント評価システムを活用した検証を行い、改善につなげます。

2) 業務計画の実施要領

西岡中央公園テニスコート

当テニスコートは、幅広い年齢層に利用されており、安全で快適にプレーできる環境を提供するため、適切な管理を実践してきました。今後もコート整備やベンチ・ネット等の設備点検を適切に行い、利用者の安全及び利便を向上させます。

① 利用期間・時間

特記仕様書では、利用期間は4月29日から11月3日までとなっていますが、雪や気候の状況等により札幌市と協議し、利用期間を延長します。

② 使用料金

維持管理業務特記仕様書のとおり、設定します。

③ 利用促進のための取組

札幌市公共施設予約情報システムについて、未登録者に対する案内等に努め、登録者数を増やし、利用者の利便性の向上を図ることにより、利用促進に繋がります。

④ 受付期間・時間

スポーツ施設の受付業務は、西岡公園管理事務所の開館時間中とし、4月から11月の9時から17時の間に対応します。

【西岡中央公園テニスコート 利用期間・利用時間・使用料】

利用期間	利用時間	使用料
4月29日 ~ 8月31日	午前7時 ~ 午後7時	1時間 640円
9月1日 ~ 9月30日	午前7時 ~ 午後6時	
10月1日 ~ 11月3日	午前7時 ~ 午後5時	

3) 年度別実施計画

テニスコートのある西岡中央公園が、受付を行う西岡公園と離れていることから、利用申込み時に不便を感じる利用者がいます。今後も手軽な申込みとコンビニ支払いが可能な、スポーツ予約システムの普及の継続を図ります。

利用料金収入の年度別目標額は次のとおりです。

(単位：千円)

施設	令和4年度
西岡中央公園 テニスコート	611

(2) 自主事業への取組

「6 事業の計画」で記載したように、新たな公園利用者の誘致、利用頻度の向上、滞在時間の延長を目標とし、自然環境に恵まれた立地であることを生かして、当公園が「街」「人」「自然」をつなぐ場として機能する取組を実施します。公園利用者の幅広いニーズに応える、管理事務所の展示企画・運営をはじめ、集客や季節性を重視したイベントを開催して公園利用のきっかけを提供し、当公園への再訪性を高めることをねらった定期事業を実施することにより、利用者サービスの向上を図ります。

1) 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の設置目的と効用を最大限に高め、公園の特徴を生かすべく、次の観点を基本的な考え方として計画立案、実施します。

① 公平・平等

自主事業の周知と募集に当たっては、札幌市提供の広報媒体をはじめ、公式ホームページ、チラシなどで広く周知し、市民の事業参加への機会均等を確保します。

② 安全体制の確保

行催事の開催に当たっては、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業ごとに必要な人員を配置して、適正な利用指導を行います。

③ コンプライアンス

自主事業は、諸法令を確認・遵守して計画立案します。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるよう低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

公園や事業に対する要望などについて、お客様から直接の聞き取りやアンケートを行うほか、アンケートボックス、電子メールなどにより的確に把握し、管理運営と事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容については、これまでの当公園管理の経験と、多くの公園を管理しているスケールメリットを生かして作成します。また講師は、事業内容により経験と知識の豊かな当協会スタッフが当たり、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的大きな行催事等については、地域の方々や公園ボランティアとの協働・連携をベースに進めます。また、このことにより地域や団体、公園ボランティアの活動の活性化に努めます。

㊦ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際して、施設賠償責任保険のほか、レクリエーション保険等に加入し、万全の措置を講じます。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

㊧ 新型コロナウイルス感染拡大防止策の対応

新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、管理事務所内の消毒・換気を図るとともに、スタッフ・利用者への周知や注意喚起、咳・発熱等の症状がある方のイベント参加や利用の辞退、ソーシャルディスタンスの確保のほか、マスクの着用・手洗い・うがいの励行等の感染対策に努めます。なお、感染拡大状況の変動があった場合には札幌市の指示のもと対応し、管理事務所内での利用スペースの制限やイベントの中止等も検討します。

以上の観点をベースに、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

2) 取組の具体的内容

① 事務所売店の営業（収益事業）

自然観察に適した図鑑や散策時に利用しやすいオリジナル資料、北海道の自然に関する書籍や動植物・昆虫等の図鑑、ポストカードの販売を行います。また、公園で発生した剪定木や木の実などを再利用した使ったクラフト品、クラフト素材の販売、菓子類の販売を継続して行います。

売店営業（収益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和4年度
収入予定金額	500,000円
支出予定金額	350,000円
収支予算	150,000円

② 自然観察グッズの貸出し（収益事業）

管理事務所において、自然観察に役立つ双眼鏡や虫眼鏡の貸出しを行います。

観察グッズの貸出し（収益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和 4 年度
収入予定金額	2,000 円
支出予定金額	0 円
収支予算	2,000 円

③ スノーシューの貸出し（収益事業）

冬期間の公園利用を促進するために、管理事務所でスノーシューの貸出しを行います。

スノーシューの貸出し（収益事業）	
実施時期/回数	冬期間
対象	利用者
年次目標	令和 4 年度
収入予定金額	8,000 円
支出予定金額	0 円
収支予算	8,000 円

④ 自動販売機の設置（収益事業）

西岡公園では、利用者の利便性を図るため、休憩スペースに自動販売機を設置し、清涼飲料水の提供を行います。設置に際しては、省エネルギー及び防犯加工タイプや災害時支援型自動販売機の自動販売機の導入を優先します。また、令和 2 年度から既存のペットボトル自動販売機の他に、休憩スペースで手軽に飲める紙コップタイプの自動販売機を設置し、利用者の多様なニーズに応えます。

自動販売機の設置（収益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和 4 年度
収入予定金額	215,000 円
支出予定金額	20,000 円
収支予算	195,000 円

⑤ 焼き菓子の販売（収益事業）

利用者サービスの一環として、焼き菓子の販売を行います。地元の洋菓子店の商品を提供し、親しんでいただきます。

焼き菓子の販売（収益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和4年度
収入予定金額	100,000円
支出予定金額	85,000円
収支予算	15,000円

⑥ 体験イベント、体験型講習会（公益事業）

クラフト教室、おさんぽガイド等の各種体験イベント（P.84 参照）を企画・開催します。レクリエーション保険料や資料代相当額として参加費を徴収し、安心、有意義な内容で実施します。

体験イベント・体験型講習会（公益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	利用者
連携団体	ボランティア団体、北海道大学環境科学院、北海道大学理学院
年次目標	令和4年度
収入予定金額	90,000円
支出予定金額	30,000円
収支予算	60,000円

⑦ 子ども自然調査活動（西岡ヤンマ団・西岡さかな組）の実施（公益事業）

子ども達が調査員となって西岡公園の自然を調べる活動を行います（P.82 参照）。保険料、資料作成費などの活動費として参加費を徴収し、安心、安全な活動を実施します。

子ども自然調査活動（公益事業）	
実施時期/回数	通年
対象	西岡ヤンマ団、西岡さかな組
連携団体	北海道トンボ研究会、北海道大学環境科学院、ボランティア団体、札幌市博物館活動センター、札幌市円山動物園
年次目標	令和4年度
収入予定金額	100,000円
支出予定金額	33,000円
収支予算	67,000円

年度別自主事業売上げ目標

(単位：千円)

項目	令和4年度
売店営業	500
自然観察会グッズの貸出し	2
スノーシューの貸出し	8
自動販売機の設置	215
焼き菓子の販売	100
体験イベント・講習会	90
子ども自然調査活動	100
合計	995

(3) 当公園の魅力等の把握及び向上

1) 西岡公園の特性と魅力について

西岡公園は、100年以上前に月寒川を堰き止めて造られた水源池を中心に据え、その周りには当時入植した人々がこの地域の資源を利用したことによる二次林が広がっており、緑と水に恵まれた豊かな環境と、北海道開拓の一端を担った歴史を感じることができる場所です。

札幌市中心部から直線で約8kmの近距離に位置するこの公園は、多くの野鳥や山野草、また北海道の1湖沼では最多となる53種のトンボの採集記録(平成30年9月現在)を誇るなど、動植物の観察における見どころが多く、近隣の方から自然愛好家、専門家まで幅広い層に利用されています。

2) 特性を生かし、魅力を高める取組の具体的内容

西岡公園では、「西岡ヤンマ団」と「西岡さかな組」という、小学生を対象とした調査活動が10年を超える期間にわたり続いています。これらの活動は、参加者のみならず、指導者である専門家やボランティアとして活動を支える大学院生、各活動の卒業生、保護者、そして札幌市博物館活動センターや北海道大学などの地域の教育・研究機関が連携することで成り立っており、常に多世代・多分野の人々が交流を持ち続ける機会の創出にもつながっています。

今後予定している下記のような魅力の発信や環境保全への取組に当たっても、これらの活動に関わる方々を含め、市民の意見・要望を取り入れた有効な保全活動に取り組む環境が整っています。

① 観察に適した湿原植生の維持管理

ヨシ原となっている湿原内で、多種多様な湿生植物を観察できるように、季節に応じてヨシの刈高を調整し、春から秋まで季節ごとの花をより観察しやすいように工夫した維持管理が可能です。ヨシの刈高や刈る範囲については専門家の指示を仰ぎながら、ボランティア団体「西岡公園植物の会」との協働で維持管理作業を行います。おさんぽガイドの際には、これらの管理手法について参加者に紹介する中で、湿生植物の多様性についての理解を深めます。

② 市民協働によるピオトープ的観察区域の設定

西岡公園の駐車場から近いパーゴラ広場脇の湿地において、「西岡公園植物の会」をはじめとしたボランティア団体と協働で、ヨシ刈りや水の流れの調整を行い、湿地にいる両生類やトンボなどの昆虫、ミズバショウなどの湿生植物を観察しやすい環境を新たに整えます。さらに、動植物の紹介プレートを設置することで、公園奥地まで足を運ばなければ見られない動植物を駐車場付近でも観察でき、手軽に公園の魅力を知っていただけるエリアとなります。滞在時間の限られた観光客や、近隣教育施設の総合学習の場としても非常に有用です。

③ 歴史紹介ブースの活用

支笏火山の噴火に由来する火砕流が流れ込んだ西岡地区の成り立ちから、現代の公園造成に至るまでを紹介するブースを管理事務所内展示室に新たに設けます。ブースでは、水源池造成にも使用された札幌軟石や豊平レンガに実際に触れたり、イラストや写真を通して歴史を知ることができる展示を行います。また、近隣教育施設の総合学習での利用をはじめ、公園を利用するミドル～シニア層の知的好奇心を刺激し、幅広い層が公園管理事務所に立ち寄りたくなるような展示を目指します。歴史紹介ブースの他に、登録有形文化財である取水塔や水源池を現地で見て知ることができるガイドも企画します。

8 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当公園のサイトは平成 30 年度にリニューアルし、アクセシビリティを確保しました。指定管理期間中は、このサイトを継続して使用した上で、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール

当公園のホームページについては、平成 30 年度（リニューアル後）に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

その後の維持・向上に向けた取組スケジュールは、毎年4月に対象職員へのアクセシビリティ講習を行い、「NPO 法人手と手」や「公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会」等の福祉団体に年1回のチェックを依頼し、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成時やページの修正時には、当協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

平成 30 年度（リニューアル後）に JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開しています。今後、JIS 規格の変更やホームページのリニューアルがあった場合は、速やかに試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

アクセシビリティ維持・向上の取組については、上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習、関係団体からの意見聴取のほか、一般の利用者からもメール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法として、担当者を置いて情報を集中し、専門業者と連携を取り解決します。また、情報の集中を図り、他ドメインでの問題を未然に防ぎ、同じ問題が起きないように対応します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園のほか、モエレ沼公園、厚別公園、月寒公園、農試公園、旭山記念公園、豊平川さけ科学館、百合が原公園、川下公園等のホームページは既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

9 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当協会では、物品の購入、また外部への委託等については、次に示す理由により、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- ・ 地域経済の発展に寄与するため
- ・ 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため
 - ・ 地域の高品質な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため
- ・ 商品等の輸送時に排出されるCO₂の抑制に貢献するため

当公園の管理においては今後も引き続き、上記理由に基づき、次の事項を優先して適切な市内企業を選定し、活用していきます。

2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- ・ 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業、福祉施設・団体等が生産する物品等
- ・ 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- ・ 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等

(2) 活用に向けた具体的な取組

当協会では、当公園において上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次の事項に取り組んでいます。

- ① 当協会が管理する公園・施設間の情報を共有して、事業者のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて企業を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討し、管理経費の節減と適切な業務遂行に努めます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の積極的な情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会の増加や、地域の商店などとの連携に努めます。

令和4年度資金計画表

西岡公園等

単位:千円

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支出	指定管理業務	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,800	2,800	2,800	2,700	1,600	1,600	1,512	29,812
	自主事業費	30	40	60	70	70	60	60	40	30	20	20	14	514
	法人税等												94	94
	合計	2,030	3,040	3,060	3,070	3,070	2,860	2,860	2,840	2,730	1,620	1,620	1,620	30,420
収入	指定管理費	8,656			8,656			8,656			2,886			28,854
	利用料金収入	10	120	130	100	90	60	40	30	21	10	0	0	611
	自主事業収入	50	80	110	150	150	100	100	60	60	40	30	25	955
	合計	8,716	200	240	8,906	240	160	8,796	90	81	2,936	30	25	30,420
収支差額		6,686	-2,840	-2,820	5,836	-2,830	-2,700	5,936	-2,750	-2,649	1,316	-1,590	-1,595	0
収支差額累計		6,686	3,846	1,026	6,862	4,032	1,332	7,268	4,518	1,869	3,185	1,595	0	